

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案に係る政策要綱案

令和7年4月17日

1 目的

この法律は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすること。

2 基本理念

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたって輸送需要に対応した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業用自動車の運転者の経済的社会的地位の向上等を図り、もって我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与することを旨として行われるものとする。

3 国の責務

国は、2の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等を推進する責務を有すること。

4 基本方針

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

(1) 体制の整備

次に掲げる貨物自動車運送事業の適正化に関する業務が、独立行政法人により適切かつ効率的に実施されることとなるよう、必要な体制の整備を行うこと。

- ① 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新に関する事務のうち、その申請の内容が更新の基準に適合するかどうかの審査に関する業務であって、当該独立行政法人に委ねることが適当なもの
- ② 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業用自動車の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じた将来にわたる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の物流の持続的発展に資する取組への支援に関する業務

(2) 収支の明確化

(1)①②の業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び支出の関係の明確化を図ること。

(3) 財源の確保

- ① (1)①の業務の(1)の独立行政法人への委託に必要な費用は、国庫が負担すること。この場合において、その財源について、貨物自動車運送事業の許可に係る更新手数料による収入その他の収入を活用して、確保すること。
- ② (1)の独立行政法人が(1)②の業務を実施するために必要な費用を確保することができるよう、その財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた物流の持続的発展を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。

5 法制上の措置等

政府は、4の基本方針に基づき、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進のために必要な法制上の措置等について、この法律の施行後3年以内を目途として講じなければならないこと。

6 物流政策推進会議

- (1) 政府は、5の措置等をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等に関する施策その他の物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設けるものとする。
- (2) (1)の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成すること。
- (3) 国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、その職員、物流の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者によって構成する物流政策推進関係者会議を設け、(1)の物流に関する施策に係る連絡調整を行うものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。